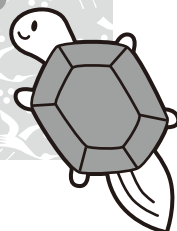




ふれあい通信



平成28年2月
第114号

中津川市社会福祉協議会

中津川市かやの木町2番5号

●☎ 66-1111 内線633・634

●FAX 66-1934 ●Eメール shakyo@takenet.or.jp

●ホームページ <http://nakatsugawa-shakyo.jp/>



1日1日を大事に
生きています!

中津東地区
いわい
岩井
ときこ
時子さん(92歳)

こんにちは
😊



岩井時子さんは、大正12年9月25日に岐阜県高山市で8人兄弟の第一子として生まれました。娘時代に、日本人形づくりを教えてくれた先生に出会い、東京の芝白金で7、8年、指導を受けられました。

その後、高山市に戻ってからは教える立場になり、各地へ出向きました。昭和43年に中津川市でお店を持つ事ができ、平成2年にご主人が亡くなられてからも毎日お店を開けてみえます。高山市八幡神社の国重要文化財のカラクリ人形や、岐阜加納天満宮の武者人形などの衣装の仕立て直しを手がけさせてもらえた事が思い出だそうです。

元気の秘訣は、「油ものを食べない事」とのことです。ご自身で買い物へ行き料理もされています。マグロのお刺身が大好きで、毎日食べても飽きないそうです。

「お店では、地域の皆様方の元気に支えられ今日まで参りました」と心から感謝してみえました。



手作りの
木目込人形



2月3日は節分の日

せつぶん

1年を通して色々な行事がありますが、皆さんの家では節分を行いますか？



節分とは「季節を分ける」という意味が含まれています。言い換えれば、季節の変わり目ということなので春・夏・秋・冬のどこにも節分があてはまるのです。

① なぜ節分は2月3日なのか



1年の最初、年賀状にも「迎春」「新春」などと書きますよね？このように、1年のうちもっとも大切にされているのが「春」なのです。「これから始まる新しい一年が、不幸や災いの無い一年になりますように」との願いを込めて、節分はこの時期に行うようになったようです。

② なぜ節分に豆をまくのか？

豆まきは、「魔」を「滅」するという言葉からきていて、その年が無病息災で過ごせるようにと豆をまくようになった。



③ 鰯を食べましよう

豆まきには、煎った豆を使ってください。生の豆からは芽が出ます。「魔」から「目」が出るということで、生の豆を使う事は縁起が悪いとされています。



節分には「鰯の頭を柵の枝に刺したものを玄関に飾る」という習慣があります。

なぜ飾るのかというと…

鰯を焼いたときに出る激しい煙と臭いで邪気を追い払い、柵の針で鬼を追い払うという魔除けの意味があります。



☆ 鰯の栄養素 ☆

鰯にはカルシウムや鉄分が豊富で、それらの吸収を助ける働きをするビタミンD群も含まれており、丈夫な身体や骨を作ってくれる素晴らしい食材なのです。さらに、DHAなども豊富で、「血液サラサラ」「動脈硬化の予防」「中性脂肪を下げる」といった効果も期待できます。

皆さんも、健康的で幸せな一年が過ごせるように節分をしてみてくださいいかがでしょうか。



第3回 東濃弁クイズ

■ヒントに書いてある意味の東濃弁を
○○○に入れて文章を完成しましょう！



例 ・玄関の掃除は **い** **っ** **っ** **か** 終わった。

ずっと前に

① ・私の旦那は寝てばかりで
「**ず**○○○○」だ。

やる気が無い

② ・暗くなってきたので、
今日の仕事は「**お**○○○」。

やめよう

③ ・最近のニュースでは、
「**だ**○○○○」話が多い。

くだらない

(※答えは次回号「115号」をご覧ください。)

113号
の答え

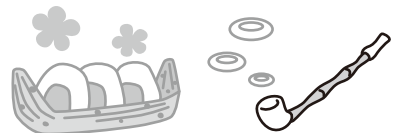
① きかない

② けなるい

③ くすがった

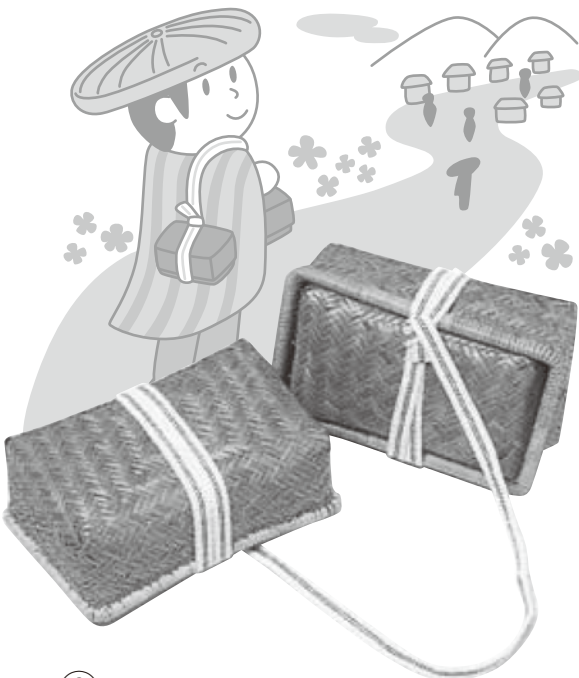
むかしの道具

振り分け荷物入れ
(ふりわけにもついれ)



ずいぶんと昔、歩いて通行する時代、
旅などに出かける人たちが、振り分け
て肩に掛けて使った荷物入れの事。
バランスよく運べるように、荷物を二
つに振り分けて持ち歩いた。

素材は竹、柳、藤などで、編んで「つ
づら」のように作ったもの。



H28年2月・3月 社協の相談事業

※相談は全て
無料です。

種類	開催日	時間	場所	問合せ・予約先	
心配ごと相談 (心配ごと相談員による相談です。)	2月	8日(月)・22日(月)	13:00~15:30	健康福祉会館	社協本所 ☎66-1111 内633
		8日(月) (毎月第2月曜日)	13:30~15:00	川上かたらいの里	社協坂下支所 ☎75-5566 
		17日(水) (毎月第3水曜日)	13:30~15:00	坂下福祉センター さくら苑	
		17日(水) (毎月第3水曜日) ※事前に予約が必要です	15:00~17:00	蛭川福祉センター やすらぎ荘	社協蛭川支所 ☎0573-45-3511
	3月	14日(月)・28日(月)	13:00~15:30	健康福祉会館	社協本所 ☎66-1111 内633
		14日(月) (毎月第2月曜日)	13:30~15:00	川上かたらいの里	社協坂下支所 ☎75-5566 
		16日(水) (毎月第3水曜日)	13:30~15:00	坂下福祉センター さくら苑	
		16日(水) (毎月第3水曜日) ※事前に予約が必要です	15:00~17:00	蛭川福祉センター やすらぎ荘	社協蛭川支所 ☎0573-45-3511
ふくしの法律相談窓口 (平成27年9月より始まり ました!)	2月	16日(火) ※事前に予約が必要です	13:00~16:00	付知公民館	社協付知支所 ☎0573-82-3174
	3月	15日(火) ※事前に予約が必要です	13:00~16:00	付知公民館	社協付知支所 ☎0573-82-3174

「マイナンバー制度」に便乗した詐欺に注意!

☆マイナンバー制度に便乗した不審電話が増えています。

- マイナンバーのセキュリティーにお金がかかります。
- マイナンバーの調査をしていますので、家族構成を教えてください。…など

▶他にもこんな手口で…

- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中です」と言って、突然訪問してきたり、行政機関だと名乗り、保険の状況などを聞いてくる。

☆電話でマイナンバーを聞いたり、マイナンバー制度に伴って自宅訪問をすることはありません!!

何か不審に感じるがありましたら、すぐにご相談ください。

○中津川市消費生活相談室 ☎66-1111(内線167)

○消費者ホットライン ☎188